

2013年05月13日

「LT会」会報第13-06号(総125号)

上海LTコンサルティンググループ

中国では、なぜ会計従業資格が重視されるのか

2012年12月6日付「財政部令73号」により改正された「会計従業資格管理弁法」が2013年7月1日から施行される。中国には数多くの職業資格制度が存在するが、会計業務はあらゆる企業に関係するものである。このため、中国に進出する外資企業もこの法律の主旨を正しく理解しておく必要がある。本稿では会計担当者に関する法規制の概要と会計従業資格管理弁法改正のポイントについて紹介したい。

1. 会計法における会計部門と会計担当者

「中国の機関、団体、企業等(以下「単位」という。)は「会計法」に基づいて会計事務を処理しなければならない。」(会計法第2条)とされている。そして、同法第5章には、次のように規定されている。

図表1:「会計部門と会計担当者」に関する会計法条文

第36条 各单位は会計業務の必要に応じて、会計部門を設置、あるいは関連部門内に会計担当者を置き、会計責任者(会計主管)を指定しなければならない。設置条件を満たさない場合は、認可を経て設立され会計代理記帳業務に従事する仲介機構に記帳代行を委託しなければならない。(以下略)

第37条 会計部門内には会計監査(稽核)制度を構築しなければならない。

出納担当者は会計監査、会計ファイル保管及び収入・支出・費用・債権債務科目の記帳業務を兼務してはならない。

第38条 会計業務に従事する担当者は会計従業資格証明書を取得しなければならない。

企業会計部門の責任者は、会計従業資格証書の他に、会計師以上の専門技術職務資格あるいは3年以上会計業務経験を具備しなければならない。(以下略)

日本人の派遣社員が中国の会計従業資格証明書を取得するのは、至難の業と言える。このため、中国で会社を運営する際は、少なくとも2名以上の会計従業資格証明書の取得者を雇用しなければ法律の要件を満たさない。更に、そのうち1名は会計責任者とするために初級会計師以上の資格保有者かベテラン担当者を確保しなければならない。

日本では、会計担当者1名に出納と元帳を兼務させてもあまり問題は生じない。しかしながら、中国では1名の担当者に全て任せにすると不正を働くリスクが高まることから、複数が相互に牽制し合う内部統制の確立が法律で要求されているのである。

地域により若干ばらつきがあるものの、税務登記や一般納税人資格申請を行う際に、会計従業資格保有者2名を登録するように所管税務局から指導されることが多い。会計担当者の人件費や転職リスクを考慮すると、当初から2名以上の担当者を確保するのは容易ではない。まずは、人件費の低い出納担当者1名を採用し、それ以外の会計業務を弊社のような記帳代行業者にアウトソースする方が得策と言えるのである。

2. 会計業務の内容

会計従業資格管理弁法第 3 条には企業の会計部門の責任者や会計担当者が従事する会計業務が図表 2 のように定められている。

図表2: 会計従業資格を必要とする会計業務

- | | |
|----------------------------------|-------------------|
| ①出納； | ⑥財産物資の受領発送、増減の計算； |
| ②会計監査； | ⑦勘定総元帳； |
| ③資本、基金の計算； | ⑧財務会計報告書の作成； |
| ④収入、支出、債権債務の計算； | ⑨会計部門内の会計ファイルの管理； |
| ⑤従業員の賃金報酬、原価費用、
財務パフォーマンスの計算； | ⑩その他の会計業務。 |

また、同弁法第 4 条には「企業は会計従業資格を持たない者を会計に従事する業務に雇用してはならない。」ことが明記されている。日本では簿記等の資格を持たなくてもある程度の会計知識さえあれば会計業務を担当させても問題とはされない。これに対し、中国では無資格者を安易に会計業務に従事させてはならないのである。

無資格者を会計業務に従事させたことが財政部門から摘発された場合は、たとえ犯罪行為として立件されなくても、会計法に基づく改善命令が出されるとともに、3 千元以上 5 万元以下の罰金を科されることとなるため、注意されたい。

3. 会計従業資格管理弁法改正のポイント

中国の経済発展とともに会計業務の従事者は 1,400 万人に近づき、人材の流動化が進んでいる。2005 年に公布された旧弁法ではもはや会計従業資格管理が難しくなったことから、2013 年 7 月から施行される新弁法では以下の点を調整している。

図表3: 新弁法の改正点

- | |
|--|
| ①会計従業資格試験のペーパーレス化を明確にしたこと。 |
| ②会計従業資格試験の免除規定を取り消したこと。 |
| ③会計従業資格証明書の受領及び移転の届出手続きを簡素化したこと。 |
| ④会計従業資格証明書の登録届出制度を取り消したこと。 |
| ⑤単位制の継続教育管理モデルを導入したこと。 |
| ⑥資格所有者情報の変更手続きを簡素化したこと。 |
| ⑦会計従業資格証明書の遺失・毀損再発行の規定を追加したこと。 |
| ⑧会計従業資格証明書の定期更新制度（6 年毎）を確立したこと。 |
| ⑨能力上は会計従業資格の要求に達している、あるいは超えているが、客観的原因により従業資格証明書を取得しないまま会計業務に従事している担当者が、どのようにして証明書を取得するかに関する規定を設けたこと。 |
| ⑩資格所有者の関連法律の責任を整備したこと。 |

以上